

奈良県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十六号

奈良県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第三十六条第二項の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機、道路標識及び道路標示に関する基準を定めるものとする。

(信号機に関する基準)

第二条 信号機に関する法第三十六条第二項に規定する条例で定める基準は、当該信号機が、次の各号のいずれかに掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次の各号のいずれかに掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

- 一 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第四項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの
 - ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの
 - イ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従つて道路の横断を始めた法第二条第一号に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの
 - ウ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつ

て、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

（道路標識に関する基準）

第三条 道路標識に関する法第三十六条第二項に規定する条例で定める基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

（道路標示に関する基準）

第四条 道路標示に関する法第三十六条第二項に規定する条例で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる道路標示であることとする。

- 一 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示
- 二 横断歩道であることを表示する道路標示であつて、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。